

八代港フォーラムin台湾企画運営等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、本市が八代港フォーラム in 台湾企画運営等業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

八代港フォーラム i n 台湾企画運営等業務委託

(2) 委託期間

契約締結の日から令和9年2月28日まで

(3) 業務内容

別添「業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託料上限金額

2, 300, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者に対し、企画提案への参加を認めることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 八代市の令和8・9年度競争入札参加資格を有するものについては、企画提案書の提出時において、八代市が行う入札参加資格停止の期間中にないこと。
- (3) 八代市暴力団排除条例（平成23年八代市条例第32号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 国税、県税及び市町村税を滞納していないこと。

4 スケジュール

内容	期間等	対応様式
質問書の提出期限	令和8年6月25日（木）17時まで	様式1
質問への回答	随時回答	—
参加表明書の提出期限	令和8年6月30日（火）17時まで	様式2

企画提案提出書等の提出期限	令和8年7月10日（金）17時まで	様式4～7
1次審査（書面審査）	令和8年7月13日（月）予定	
1次審査結果通知	令和8年7月15日（水）予定	
2次審査（個別プレゼンテーション審査会）	令和8年7月22日（水）予定	—
2次審査結果の通知	令和8年7月27日（月）	—

※各日における受付時間は、平日の9時から17時までとする。

※スケジュールを変更する場合には、参加表明者に対して連絡を行う。

5 企画提案の手続

企画提案への参加を希望する者は、参加表明書、誓約書及び企画提案書等をそれぞれの提出期限までに「10 問合せ及び書類提出先」に提出すること。

（1）質問書（様式1）の提出

本募集に係る質問を次のとおり受け付ける。

① 提出期限：令和8年6月25日（木）17時まで（必着）

② 提出方法：電子メール（PDF形式）による。

③ 回答方法：八代市ホームページにおいて随時公表する。なお、個別の回答は行わない。

④ 注意事項：・ 電話や口頭、提出期限を経過した質問は受け付けない。
・ 質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。
・ 他の参加申込者からの企画提案書の提出状況に関する質問等、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがある質問については、回答しない。

（2）参加表明書（様式2）の提出

① 提出期限：令和8年6月30日（火）17時まで（必着）

② 提出方法：電子メール（PDF形式）による。

③ 注意事項：・ 提出期限を経過した場合は、受け付けない。

・ 参加表明書の提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式3）を提出すること。

（3）企画提案書等の提出

① 提出期限：令和8年7月10日（金） 17時まで（必着）

② 提出方法：持参又は郵送による。

③ 提出物及び提出部数

ア 企画提案提出書（様式4）・・・・・・・・・・・・・・ 1部

イ 提案者の概要書（様式5）・・・・・・・・・・・・・・ 1部

ウ 同種又は類似業務の受注実績表（様式6）・・・・・・・・ 1部
業務の実績については、委託契約書の写しを添付すること。

エ 誓約書（様式7）・・・・・・・・・・・・・・ 1部

- オ 企画提案書（任意様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5部
別添「業務委託仕様書」及び「審査基準」を参照の上、提案すること。
なお、本事業の趣旨に沿った提案であり、委託額の上限の範囲内であれば、独自企画として実施項目を追加して差し支えない。
- カ 業務実施体制（任意様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- キ 見積書及び明細書（任意様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ク 国税、県税及び市町村税を滞納していないことがわかる証明書等・・・・・・・・1部
未納がないことの証明については、提出日から遡って3か月以内に発行されたものとする。

(4) 留意事項

- ①参加表明書及び企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書及び企画提案書等を無効とする。
- ②提出期限までに参加表明書及び企画提案書等を提出しない者は、辞退したものとみなす。
- ③提出された参加表明書及び企画提案書等は返却せず、企画提案者の選定及び企画提案書の評価・審査以外には、企画提案者に無断で使用しない。なお、審査に必要な最小限の範囲内で、複製を作成することがある。
- ④参加表明書及び企画提案書等の受理後の差し替え及び追加・削除は、原則として認めない。ただし、八代市から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。
- ⑤企画提案書の提出は、1者につき1提案とする。

6 選定方法

八代港フォーラム in 台湾企画運営等業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において審査を行い、受託候補者の選定を行うものとする。

審査の対象となる者（以下、「審査対象者」という。）は、参加表明書を提出した者のうち、参加資格を有することが本市から認められ、期限内に企画提案書等を提出した者とする。

(1) 1次審査（書類審査）

事務局において、別添「審査基準」の6「同種又は類似の業務実績があるか」に基づき審査を行い、得点の高い上位3者を第2次審査の対象者に選定する。なお、審査対象者が3者以下の場合は1次審査を省略し、対象者全員を2次審査の対象とする。

① 実施日

令和8年7月13日（月）

② 選定結果

審査結果は、令和8年7月15日（水）までに、参加申込書に記載された電子メールアドレス宛てに通知する。

(2) 2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

選定委員会において、1次審査を通過した審査対象者による企画提案書等についてのプレゼンテーション及びヒアリングを行い、その内容を審査する。

① 実施日等

日時：令和8年7月22日（水）午後（予定）

場所：八代市役所（八代市松江城町1-25）

※開始時間、会場等の詳細は別途通知する。

②出席者

プレゼンテーションを行う出席者は、本業務に携わる管理責任者を含め3名以内とする。

③実施順、発表時間

プレゼンテーションは参加申込書の受付順で実施するものとし、1者あたりの時間は30分程度とする。（プレゼンテーション15分、質疑応答15分）

④ 審査方法

選定委員会は、別添「審査基準」に基づき審査を行い、各委員の合計得点の平均点の合計を審査対象者の得点とする。なお、1次審査の評価は勘案しないものとし、2次審査の得点が最も高い者を受託候補者として選定する。ただし、合計得点の6割を最低基準点とし、最低基準点に満たない者は選定の対象としない。

⑤選定結果

選定結果は、全ての企画提案者に対し、参加申請書に記載された電子メールアドレス宛に通知するとともに、市のホームページで公表を行う。なお、選定結果の公表時には、最高得点者以外の提案者名は非公表とする。

⑥その他

- ・モニター1台及びHDMIケーブル1本は事務局で用意するものとし、その他必要な機材は提案者が持参し、機材の操作等を行うこと。
- ・公平性確保のため、提案者は他者のプレゼンテーション等を傍聴できない。

(3) 次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。

①見積額が、委託料上限額を超えるとき。

②企画提案書の提出後に、参加資格を満たさないことが判明したとき。

③その他、企画提案者を委託先とすることが著しく不相当と認められる事実が判明したとき。

(4) その他、選定方法について疑義が生じた場合は、必要に応じて選定委員会で協議の上定めるものとする。

7 契約方法

(1) 委託契約にあたっては、選定された企画提案の内容を直ちに契約内容とするものではなく、受託候補者と提案内容に沿って契約内容の協議・調整を行った上で、市と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案の内容の一部を変更する場合がある。

(2) 契約保証金は、八代市契約規則第6条から第8条までの規定による。

(3) 別添「業務委託仕様書」は、本件業務の最低水準を示したものである。受託候補者の企画提案内容によっては、締結する契約書の仕様書は、市と提案者との協議等の結果に基づき、委託業務内容を追加又は修正する場合がある。

- (4) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が調わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査において次点となった者を受託候補者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

8 公平な企画提案の確保

- (1) 企画提案者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 企画提案者は、競争を制限する目的で他の企画提案者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 企画提案者は、受託候補者の選定前に、他の企画提案者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 企画提案者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案審査を公正に執行することができないと認められるときは、当該企画提案者を企画提案審査に参加させず、又は企画提案審査の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 その他

- (1) 参加表明書及び企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、全て、企画提案者の負担とする。
- (2) 企画提案及び契約の手續並びに委託業務の実施に際し、使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 企画提案書の著作権は各企画提案者に帰属するが、受託候補者の企画提案書の著作権は、委託契約を締結した時点で、八代市に帰属するものとする。
- (4) 企画提案書に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は企画提案者が行うとともに、その使用に係る費用は、委託料に計上すること。
- (5) 選定結果に関する質問、異議申し立ては受け付けない。
- (6) 委託業務における成果品の著作権は、八代市に帰属するものとする。
- (7) 企画提案書の提出をもって、企画提案者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。

10 問合せ及び書類提出先

事務局：八代市 港湾・クルーズ振興課

住所：〒866-8601 八代市松江城町1-25

TEL：0965-33-8777

メール：minato@city.yatsushiro.lg.jp

※電子メールにて提出の際には、送信後、担当窓口（港湾・クルーズ振興課）へ電話により受信の確認を行うこと。